

平成15年度 宮城県行政評価委員会 議事録

日 時： 平成16年2月5日(木) 午前10時から11時50分まで
場 所： 宮城県行政庁舎 4階 特別会議室

出席委員：大村 虔一 委員 関田 康慶 委員 宮本 和明 委員
森杉 壽芳 委員 長谷川信夫 委員 浅野 孝雄 委員
宇田川一夫 委員 大滝 精一 委員 濃沼 信夫 委員
鈴木ハツヨ 委員 宗前 清貞 委員 沼倉 雅枝 委員

事務局 それでは、定刻になりましたので、ただいまから平成15年度宮城県行政評価委員会を開催いたします。

本日は、大村委員長をはじめ、12名の先生がたに御出席いただいております。行政評価委員会条例の規定による定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

なお、田中委員につきましては、本日、所用のため欠席されております。

また、水原委員につきましては、少々遅れております。

それでは、知事は10時5分に到着し、ごあいさつ申し上げる予定ですので、まいりますまで会議を進めさせていただきますが、行政評価委員会条例の規定によりまして、ここからは大村委員長に議長をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

大村委員長 おはようございます。

豆まきも済んで、立春だということなんですけれども、相変わらず寒いきのう、きょうでございます。

各三つの評価部会は、年間大変御苦労をなさって、いろいろな評価をしていただいたわけでありましたが、それを最後にまとめる行政評価委員会が毎年1回行われているわけでありましたが、きょうはその日に当たります。是非、この1年の中で、これまでしてきたことを踏まえて、いろいろな御意見を伺うことができればと思っております。

きょうは知事さんもおみえだということでございますので、これまでの成果の中で、最初の話でも、分からないことがいろいろあったけれども、走りながら考えましようみたいな感じの雰囲気だったと思いますので、その辺も少し御議論をいただいたりしながら、会を進めたいと思います。どうぞ、ひとつよろしく願い申し上げます。

それでは、最初に、議事録署名委員の指名でございます。

これはずっと名簿順でして、今回は宇田川委員と大滝委員のお二人をお願いしたいと思います。よろしゅうございますか。(「はい」の声あり)
よろしくお願いいたします。

知事は、5分というのでそろそろ...

志伯行政 評価室長 きょうは10時まで下の階で会議に出ておりまして、10時に終わる予定です。

大村委員長 終わって上がってこられるんですね。それでは、もう少々だと思いますが、あまりこちらで込み入った話になると、来てすぐごあいさつができなくなってしまうので、その辺がなかなか難しいところではありますが。

去年は、これはいつ開催したんでしたか。（「去年は17日」の声あり）そうすると、今年度は初めにはやらずに、これを年度の終わりに1回やって、1年経って、またもう1回ということですね。

志伯行政評価室長 今回も、17日とかその辺にさせていただきたいと思ったんですが、先生がたは忙しいということで、どうしても、きょうしかとれなかったということで、10日ほど早かったんですが、きょうにさせていただきました。

大村委員長 ちょっと、知事さんを待ちましょう。

志伯行政評価室長 それでは、きょうの会議の進め方を最初に私のほうから説明させていただくということでもよろしいでしょうか。

きょう、議題としては、審議事項はございませんで、報告ということでございます。そこで、お手元に資料1、2、3というものと、それから参考資料1、2、3という資料、それと……。

大村委員長 もうよろしいですか。進め方についての話が途中でございますが、知事がおみえになりましたので、早速、知事にごあいさつをいただきたいと思います。よろしくお願いします。

浅野知事 それでは、一言ごあいさつを申し上げます。議事の進行を中断して申しわけございませんけれども。

行政評価ということは、そんなに古いことではありません、新しいもので、そもそも言葉自体も、国民の間では一般的、普通だと思います。それから、そのやり方ということについても、まだまだ発展途上だと思います。そういう中で、我が宮城県は、委員の皆様がたのお力添えもあり、その中での先頭グループを走っているという自負はございます。ただ、それにしても、まだまだという部分ではあると思います。それは、行政評価手法だけではなくて、まだまだと申し上げたのは、むしろ我々の側かもしれませぬ。行政評価される側でありますので、その行政評価を受けて、実際の仕事振りにどう生かしていくか。ただ、「評価していただいてありがとうございます。これを踏まえてやらせていただきます」という言葉だけではなくて、それを具体的にどのように毎日に生かしていくのかということ、これは我々にもまだまだ研鑽の余地があるだろうと思っております。

しかし、数々の答申を受け、その中で大変示唆に富む御意見も頂戴している中で、そういったものの積み重ねを経て、我々も新しい政策を打ち出す、また実際の事業を実施するという中で、反映するべく最大限努力をさせていただいているというところでございます。

本日は、各部会がたくさんございまして、それぞれ難しい案件について御検討、御審議いただいているわけですが、その審議結果の報告が予定されております。多分、また忌憚のない御意見が頂戴できるものと思っております。厳しければ厳しい

ほど、ありがとうございますという立場でございますので、どうかよろしく願い申し上げます。

大村委員長 ありがとうございます。

きょうは、知事においでいただいていますので、議事に入る前に、短い時間ですが、知事と委員の行政評価についての意見、感想などのお話をいただきたいと思っております。普段、評価審議をする中で、委員の皆さんがお感じになっている点が多々あると思いますので、是非、忌憚のない御意見を賜りたいと思います。

10分ぐらいしかないんですが、まず最初に各部長から御意見があれば、いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

関田政策評価部長 政策評価部会では、政策評価の指標自体の在り方であるとか、県民満足度調査の活用の方法、設計どおりに運用されているかどうかとか、あるいは評価の判定のところで、4段階で適正な評価ができるかなどという問題を抱えながら、横にらみで評価の作業を行ってまいりました。でき上がった評価体系に基づいて評価するというのではなくて、評価体系自体が適正であるかということも同時に評価しながら進めるという過程でありましたので、なかなか困難な面もあったわけでありまして、それが今後の検討課題にもなっています。

このような場合には、県庁の中も私も、いろいろ努力してやっているわけですが、行政の最高責任者である知事のほうからも、これらの問題について、その方向性なり、あるべき検討をする意思を強く打ち出しいただいて、特に情報の活用に関するシステム化について、県庁内部でも是非、整備をしていただきたいというのが、私どもが実感したところでございます。せっかくこれだけ集まった膨大な情報をうまく活用しませんと宝の持ちぐされでございまして、非常にもったいない。しかし、これをやるためには、それなりのマンパワーとシステム化が必要でありますので、その辺の設計なり対応を、是非、お願いいたしたいと思っております。以上です。

大村委員長 ありがとうございます。

それでは、大規模事業評価部会の宮本部長、お願いします。

宮本大規模事業評価部長 大規模部会を担当させていただいております。

審議の内容につきましては、後ほど、ご報告いたしますが、私は今、内閣府のPFI推進委員会（民間資金等活用事業推進委員会）の専門委員もやっておりますので、ちょっとPFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）のことについてお話しさせていただきます。

今回出てまいりました大規模事業評価は高校1校でございまして、PFIの可能性についても事前に評価していただいておりますが、1校だけというような小さな規模では、PFIのメリットがなかなか出てこないということになっております。ただし、外国と申しますか、PFIはもともと英国でございまして、英国の場合は、学校の場合も、バンドリング（一団化、一括化）と称しておりますけれども、何校かまとめて事業化して、そういう意味での財政支出の削減を達成してきている経緯もございまして、ですから、高校におきましても、県立高校はこれから建て替え予定がいくつもあると聞いておりますので、その点での御検討をひとつお願いしたいとい

うことと、あるいは別に高校に限らず、これからいろんな事業に関しても検討していただければと思います。

行政評価自体は行政改革の一環だと思いますが、PFIというのは、行政及び財政改革の両方に絡んでくる事業手法でございます。その点においては、もう少し積極的にお考えいただければと思います。特に、内閣府の中でも、もう一度、また自治体からのヒアリングだとかを踏まえて、PFI法（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律）の改定を見据えて議論も始まっておりますけれども、先日も地方自治体の代表からは、いくつか積極的な御意見をいただいておりますが、県の直接の事業としては、私としてはまだ承知しておりませんので、その点についても御検討をお願いしたいということでございます。

全国的な問題といたしましては、ハコモノが多くて、いわゆるインフラものがまだないということが、私などから見れば問題かとは意識しております。

もう一つ、今のことにも関わりますけれども、去年、ことしと、2つの大規模事業を評価してまいりましたが、原局のほうでは、事業に対する想定されるリスクという概念がまだまだないんじゃないか。今回におきまして、どういうリスクを想定されておられますかということもお聞きしたんですが、想定されるリスクはないようなお答えをいただいたりしますので、逆に言えば、その点が最大のリスクになってくるかもわからないと思っております。

そういう点で、きょうは、今まであまり馴染みのない概念かもわかりませんが、逆に言えば、いろんな経験の中でそれをマネジメントされてきているのは間違いないんですけども、もう少し明確な意識のもとにリスクを取り扱っていただくということが1点。

もう一つは、やはり貴重な公的財源を使う事業でございますので、それに対する明確な費用意識をもう少しお持ちいただいてもいいのではないかと。今回は、運営費を入れて、いわゆるライフサイクルコスト（建築コストだけでなく、維持管理や改修・廃棄に必要なコストも含めた構造物のコスト）で80億円ぐらいの事業でございましたが、最初に出てきた評価書は、表裏、たしか2枚だったと思います。それ以前にはいろんな検討をされているのは、もちろん分かるんですけども、80億円の事業をA4版2枚の資料で議論できるのかどうかということも踏まえて、もう少し意識を高めていただくことがありがたいのではないかと考えております。以上、2点、最後につけ加えさせていただきます。

大村委員長 ありがとうございます。

それでは、公共事業評価部会の森杉部会長、お願いいたします。

森杉公共事業評価部会長 個別の公共事業の評価は比較的順調に進んでいると思っております。宮城県は、先ほど知事もおっしゃったように、先進県であるということも含めて、比較的順調に進んでいると思っております。

その中で今から問題となりますのは、国の動きと連動しますと、道路公団の民営化問題があります。道路公団の民営化問題と絡んで、県の道路公社の有料道路をどうするかという問題が発生します。是非、できるだけ早く、速やかに今後の方針をお願いしたいと思っております。評価も、もちろんこれと連動しますので、無料化も含めて、是非、検討をお願いしたいと思っております。

それから2番目に、今回の国の動きの中で重要な問題提起は、需要予測、人口と

か道路・交通の需要予測ですね、これについての当局の責任の問題、所在というものが大きな話題になりました。我々の事業評価の中でも、常に需要というのが一つの大前提で評価をしているわけですが、その需要が、全力投球して需要予測されているものか、意図的な過大評価や過少評価というマニピュレーション（操作）がないかどうかチェックされるような時代になりました。そういう観点で、是非、庁内の体制として、需要を公表していくことが重要だと思います。

特に難しい問題は、人口が一体どうなるかということと、経済活動のレベルが地域別にどのようになるかということと連動しますので、非常に難しい問題があります。県全体としての経済活動等や人口はなるべく増えてほしいという形になりますから、どちらかと言えば、楽観的な見通しになる可能性があるわけですが、一方、需要がそれと連動しますと、今度は過大評価という形の批判が起きます。どうしても当局の専門家に任せるといった状況ではないように思いますので、この発表の仕方や予測の仕方を、どんな形で、体制でいくかという、この点の検討を是非、お願いしたいと思っています。

3番目ですが、今後の政策評価のところ、今後出てきます問題は事後評価を行うということです。事後評価ですので、公共事業を行った後の事業評価ですので、ある面では責任追求の可能性があります。これはだれが行ったんだということになります。けれども、それもなくともよいとは言えないでしょうけれど、重要なことは、行った事業が、本来の県の目標であった開発構想や目標であったこととどう連動しているか、まちづくりとどう連動しているか、どんな貢献をしているか、どんなマイナス面を与えているかということが事後的に全体構想と連動しているかどうかというチェックを行うことが必要になると思います。そういう意味で、そちらの方向への検討を重点化して事後評価をやっていくという方向が必要なのではないかなと思っている次第です。以上です。

大村委員長 ありがとうございました。

大体予定をしている時間が来ているんですが、知事からお話をいただくか、それとも、ほかの委員のかたで、是非、この際知事にお話をしておきたいことがございましたら、どなたからでもどうぞ。

濃沼委員 数週間前に「県政だより」が各戸に配布されまして、その中に満足度調査が出ていました。これが一般の人には分かりにくいのです。満足度と重視度が出ていたと思いますが、重視度が低いのに、なぜ満足度が高いのか、よくわからないという人がいました。一方、相前後して経済団体が政党評価の発表をしました。10項目の政策評価をA、B、C、D、Eで評価するものです。総合点は100点満点で、ある政党は85点、別の政党は50点などとしています。これは非常にわかりやすいのです。

両者を、対比してみますと、結果は明解でわかりやすい形にしていただかないと、せっかくの努力が必ずしも伝わらない、関心を持ってもらえないということになります。判定基準は、世界的にもA、B、C、D、AAとかA+という表現を使うのが一般的です。満足度調査の結果や、政策評価の判定基準では、各項目別をA、B、C、D、Eの5段階、あるいは数字の7段階にするなどの改善が必要です。総合点は100点満点ならば、だれでもわかる。いろいろ努力している事柄、評価している事柄を県民にわかりやすく表現するような方法を、是非、工夫していただきたい

いと思います。

大村委員長 ありがとうございます。
ほかの委員のかた、いかがでございましょうか。よろしゅうございますか。
今、4人の委員のかたから御発言がありました。知事のほうから何か。

浅野知事 はい、ありがとうございました。
多分、言いつ放してこの場を去っていくといういい立場にありますので、今お聞きしたことから、私も考えたことを順不同に。

最後の濃沼委員からのお話では、こういうことだと思うんですね。政党の評価、自民党と民主党で、これは相対評価だからできるんですね。満足度調査は絶対評価というか、実は論理的な、方法論的な問題では、評価をするときにデファレンス（差異）がなくてできるかということ内在しているわけです。つまり、調査をされる側は、宮城県がやっているパフォーマンス（仕事）を、例えば、福島県の同じ事業と比べてどっちが上だというのは、一応、方法論的には評価できますけれども、宮城県民であると同時に福島県民であるという存在はないということからすると、これまた難しい。これはずっと満足度調査に内在する問題なので、今、濃沼委員から何とか知恵を出してくれというふうに投げかけられましたが、かなり難しい問題ではあると思っていました。

今のことをもうちょっと普遍化していうと、我々行政にはライバルがないんです。だから、比較というのがそもそもできない。そういう中での評価の難しさもありながら、考えていかなければいけない。我々は、こういう行政評価をやっていく際に、もともとは県民を顧客だと思っているわけですね。最近言われている概念です、行政にとって県民が顧客だと。顧客満足度を最大限にするということなんです。これは普通の企業の場合と違うのは、さっきも言ったように、ライバルがない中で顧客の取り合いという現象は通常は起きない。宮城県にあき足らず福島に移住する人がいるでしょうけれども、通常は起きないという中でこれをやっていかなければいけない。いわば、市場というものがいない中で、顧客の取り合いをするという大変難しい現象がそもそもあります。これは嘆いているのではなくて、政策評価というのは、そういった条件も踏まえた上で、新しい水平線を見出していかなければならないという問題だとは思っています。そういう意味での問題意識を、今また改めて御指摘をいただいたという感じがします。

それから、森杉委員からお話があった事後評価ということなんです。本来、普通の場合は、評価というのは事後評価なんですね。つまり、事後にパフォーマンスをどう評価するかというのが普通であって、評価を未来形でやるのは難しい話だと思います。

大規模事業評価というのは、これはまさに未来形で、こうこうこういうようなことについてやろうとしていますけれども、どうですかということで、第三女子高等学校の校舎改築事業の評価を2枚のペーパーでやるという際に、工事が終わって、それを見にいって、ここがどうという評価はすごくしやすいんでしょうけれども、これからやるという未来形の評価というのは、難しいというよりも、別な観点からされるものだろうと思っています。

公共事業評価についても、今そういうお話がございました。我々も、こういったことに限らず、予算と決算の問題というのがあって、今まで職員の関心も大体、予

算に8割、決算に2割なんです。予算を作るのは、新しく作っていくことはやりがいをもってやるんだけれども、決算のほうは、何かやらされるという感じで、どちらかといったら前向きな仕事ではないように思われがちなんです。私は、だからこそ事後評価というのは、我々内部でも必要ですし、外部的な事後評価も必要だと。誰か責任者出てこいという話ではないだろうと思います、まあ、そういうこともあり得ると思いますけれども。しかし、事後評価をすることによって、実は、未来形の、次なる事業をする際の重要な情報を与えてくれるという意味では非常に大きいと思います。

基本的には、大規模事業評価、公共事業評価については、未来形の評価をお願いしているわけですが、今の事後評価の話というのは、我々としても心にとめておかなければならないのではないかと思います。

需要予測などで、過大評価、過少評価、マニピュレーションがないかどうかというお話がございました。これは、要するに、情報の出し手の問題で、行政というのはそれをかなり独占しています。実は、言っていないかわからないけれども、みんなは多分わかっているからあれなんです、知事に上げられる情報も、実はマニピュレーションされていないかということを常に自省している毎日なんです。ここに我々の組織の構成員がいますけれども、意識せずとも、私も部下だった時期からすれば、上役にやるときには、もちろん「うん」といってもらうために出すのであって、けなされるために出すのではないとすると、案の善し悪しというよりも、そのバックグラウンドになる情報も、意識してか無意識でか、その結論に合う情報を、マニピュレーションは多分しないんですけれども、マニピュレーションというのは言い過ぎだと思うんですが、アクセントとか、そうでない情報はやらないという不作為とか、そういうことは知事という立場ばかりではなくて、企画部長だって、企画部内の部下から上げられている情報についてもそういうことがあるわけですね。今、御指摘もいただいたんですが、むしろ、それはあると。この情報が唯一あれですということではないよと、私のほうで言うのは変な話なんですけれども、そういうものだよということも念頭に入れたやり方をやっていかななくちゃいかんと。何か変ですね、我々の出した情報を疑えと言っているように聞こえるのとあれなんです、性格的にはそういうものであるということをごちかも分かっていますから、マニピュレーションとは違うんですけれども。ですから、そこは、むしろ、評価の際にも率直に、じゃ、こういう情報はどうなんだとかという、なかなか難しいんですね、アンチテーゼ(反対命題)を出すというのは本当に難しいんですけれども。情報というか、知識の水準が違うんですね。知的水準じゃなくて、知識の水準と問題意識の水準が違うということもあるんですが。こちらの仲間うちの楽屋話をしてしまう部分もありますけれども、それは、いろんな場面での評価、知事も毎回毎回評価はしているんですけれども、内在する問題ではないかと。ついつい本音を言ってしまいました。ありがとうございます。

大村委員長 知事、時間はまだ大丈夫ですか。(「だめです」の声あり)一言言いたい先生がいるんだけれども。では、1分どうぞ。

関田政策評価部会長 知事が、この調査では比較ができないということをおっしゃいましたけれども、例えば、年齢階層によって、政策・施策にどういう評価の違いがあるとか、あるいは圏域によってどう違いがあるのか、あるいは職業によってどう違うのか、これ

は比較できるんですね。だから、比較できるような問題設定が行われれば、どんな比較でもできますし、それから年度ごとにそれがどう推移しているか、これも比較することができます。だから、むしろ比較をするためにそういう調査なり資料を使っているわけでありまして、そのための活用をするシステム化を、是非、図っていただきたい。

大村委員長 ありがとうございました。

 予定の時間を実は10分ぐらい過ぎております。皆さんからは、もう少し知事とやりとりをしたいということはあるかとは思いますが、きょうのところはここで止めさせていただきたいと思います。知事、どうもありがとうございました。

浅野知事 やりとりは、こちらのほうと……（三浦企画部長を指して）。

出席者 （笑）

大村委員長 それでは、早速、次第の「3 議事」に入っていこうと思いますが、その前に、お手元に配られております資料につきまして、事務局のほうから御説明をお願いいたします。

志伯行政 先ほど途中になりましたが、資料について確認をさせていただきます。

評価室長 資料は3種類ございます。一つは資料1、2、3で、これは各部会の審議の結果についての資料でございます。これは後ほど各部会長さんから御報告していただく資料でございます。

 それから、参考資料1、2、3がございまして、これは答申をいただいて県が評価した結果またはその対応について記載した、評価結果の調書でございます。これについては、事務局から報告をさせていただきたいと思います。

 それから、もう1種類、参考資料4がございまして、これは来年度の開催予定について、あらかじめ先生がたに御承知おきいただきたいということで説明をさせていただきたいと思います。

 なお、昨年ですと、このほかに予算に対する反映状況についての資料を添付させていただいていました。そして説明させていただきました。ところが、先ほどお話しさせていただいたように、委員会が5日に繰り上がり、早くなったために、予算編成がまだ確定しておりません。それで反映状況については、確定した段階で先生がたにそれぞれ送付させていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

大村委員長 それでは、次第にしたがって会議を進めてまいります。

 まず、議事の（1）の報告「各部会の審議結果について」、政策評価部会、大規模事業評価部会、公共事業評価部会の順に御報告をいただきたいと思います。

 おおむね10分ぐらいを一つのめどとしていただきまして、それぞれの部会長さんから御説明をお願いしたいと思います。

 最初に、関田部会長、よろしく願いいたします。

関田政策 それでは、政策評価部会のほうから、審議結果についてご報告をさせていただきます。先ほども申しましたように、政策評価の方法論なり体系がしっかりしていて、

確立されていて、それに基づいて第三者評価を行うということであれば、それほど課題はないと思うんですけれども、それぞれの評価の指標であったり、満足度調査の方法論であったり、あるいは評価の判定の基準をどうするかという、いくつかの検討課題を残したままの評価でございますので、どちらかといえば、そういうことも同時に評価する、評価体系を評価しながら評価するということでありますので、なかなか難しい作業でございます。

平成15年度の政策評価・施策評価につきましては、15年6月16日付で知事から27政策、89施策が行政評価委員会に対して諮問されまして、当部会では、福祉、環境、教育、産業、社会資本の5分科会を設置いたしまして、平成15年7月14日から8月12日にかけて、のべ16回の分科会を開催いたしまして、審議を行ってまいりました。

諮問を受けた政策・施策のうち、分科会で調査審議を行った14政策、47施策について、審議の結果をご報告しますと、政策評価では、県の評価が「妥当」と判断されたものが1件、「おおむね妥当」と判断されたものが5件、「要検討」が8件でありまして、「要修正」はございませんでした。

また、施策評価につきましては、県の評価が「妥当」と判断されたものが3件、「おおむね妥当」が26件、「要検討」が18件ございまして、「要修正」はございませんでした。

これらの審議結果につきましては、平成15年10月15日付で行政評価委員会から知事あてに答申がなされております。

当部会の審議方法等については、議論を継続しておりまして、3回の部会の中で、第3回目では「今後の評価の実施方法」について議論をしましてまいりました。いくつか、今後の検討課題が出されておりますのでご報告をいたします。

一つは、政策評価指標の問題でございまして、政策・施策の成果、達成状況を評価するわけでございますが、その目的から「アウトカム(成果)指標」を基本的に設定しているというのが実態でございますが、ただ、事業につきましては、あるいは政策・施策については、進捗度合いによってタイムラグ(反応が遅れて起こる際の時間のずれ)が生じるというようなこと、あるいはなかなか結果が出にくいということもございまして、それらのさまざまな事例について問題点の指摘がございました。そして、ことしの1月から3月まで、部会の委員でワーキンググループなども構成いたしまして、いくつかの議論を行ってきました。

一つは、政策・施策の評価を1指標だけでやるというのは、なかなかカバーできない、したがって複数の指標、それなりの基準で複数の指標を設計してみてもどうかという議論でございます。これにつきましては、県の部局の担当者のかたがたとも意見交換を行って、そのような方法で設計を検討するということになっていきます。

二つ目は、アウトカム評価だけでは、実際に成果を出すのに一生懸命やってもアウトカムになかなかつながらないということがありますので、アウトカム評価だけでは難しいということでもありますけれども、しかし、アウトカム評価はやはり重要であって、アウトカム指標をやめるわけにはいかないということでございます。

そして、指標をただ、むやみやたらと増やしていった場合には、コスト、労力がかかりますので、どの辺でそのバランスをとるかという議論が大事だという指摘もございました。

また、タイムラグにつきましては、特に、ストック型の事業について施策の指標

設定が難しい面があると、このようなことについての配慮が必要だろうという御意見もございました。

満足度調査につきましては、ことしで第3回目になります。この種の調査というのは、最初の設計があって、その設計どおりに動いているかどうかということを一応、フォローしなければいけないわけですが、前々から3回目ぐらいで調査の見直しをしたかどうかということになっておりました。もっとも、毎回毎回、県民のかたであるとか、いろんなかたから問題点の御指摘があれば、小さな修正箇所は直していくということをやっていたわけですが、今回は3回目になりますので、ワーキングの中で本格的に議論をしようということになっていまして、今、その議論をまだ継続しているわけでありまして、

一つは、せっかく得られた膨大なデータをどのように活用するのかという活用する方法でございます。その問題設定をして、それを簡単に使えるようなシステムとして使わないと時間がかかったり、なかなか難しいということでございます。

それから、調査自体の調査の方法論について、先ほどの濃沼委員の指摘もありましたが、そういった問題も含めて検討しております。

それから、今までは、県民調査を中心にいろんな情報を活用してまいったわけですが、市町村の職員の、行政の有識者である市町村のかたの調査のデータも十分活用したらどうかということで、この調査の活用の在り方についても検討しております。

分科会の審議回数につきましては、委員のかたがたは、なかなかお忙しいので、大体3回ぐらいが適当だろうということでございましたけれども、分科会は結構開催していまして、少人数で部会よりも開きやすいということで、分科会は3回ほど開催しています。また、ワーキングの議論も継続しております、この3月中にはいろんな議論がなされると思います。

それから、審議の方法の、最後の判定基準の問題でございますけれども、評価対象が不明確であるとか、評価の段階が4段階でありますので、どうしても「妥当」と「要修正」というところがなかなか言いづらいといいますが、中に集まってしまいうということで、もう少し段階を増やしたらいいのではないかという議論も行われています。また、細かくし過ぎると、どうせ議論しなければいけないといった議論もあり、この辺は今、議論の検討中でございます。

審議の経過につきましては、2ページのほうに書いてありますように、部会3回、分科会を4回行いまして、ワーキングの議論を今続けているところでございます。以上でございます。

大村委員長 ありがとうございました。

それでは、大規模事業評価部会について、宮本部会長からお願いいたします。

宮本大規模 それでは、資料2に基づきましてご報告させていただきます。

事業評価 今回、今年度の大規模事業評価部会での審議対象は、宮城県第三女子高等学校校舎等改築事業でございます。これ1件でございます。

部 会 長 3回の審議を行いまして、答申といたしましては、耐震度調査の結果など校舎の現況を考慮すれば、事業を実施することは「妥当」ということで答申させていただいております。

ただし、それに関しまして、いくつかの附帯的な意見等もつけております。

まず、この事業においては、実はいろんな形で御意見をいただきました。特に、御意見をいただいた多くは、男女共学に関する御意見でございます。これは私のところにも大量の資料とメール等で来ておりまして、各委員のところにも来たと聞いております。これは基本的に男女共学に対する是非論が中心でございまして、それに対して、この部会の中でどういう立場をとるのかというところが、一番最初、苦労したところでございますが、教育庁のお話から、男女共学化は、既定の事実といえますか、既定方針として決まっているということを確認いたしましたので、それに対しましては、改めて議論をするという立場は逆にとれないということで判断いたしました。

ここの議論の中では、耐震度に関しまして、かなり以前から、危ないといいますが、十分ではないということがわかりながら、逆に、今までなぜ改築されてこなかったのかというような視点も指摘されております。

資料2の、2枚めくっていただきまして、見開きの別紙というところでございますけれども、ここに意見をつけさせていただいております。

事業自体は実施していただきたいということで答申しておりますが、先ほども少し申し上げましたけれども、大規模事業評価部会に対しまして提出された評価書(原案)というものが、十分とは認められなかったということを書いております。これは先ほど申し上げたとおり、極めて薄いといいますが、概括的なものでございまして、内容を議論するには十分ではないということでもございました。

したがって、3回の部会におきまして、委員の中からもいろいろな意見を出してもらいながら、追加的な資料の提出を求めました。最終的には、その追加的な資料と、あるいは県民意見が大量に来ておりますが、それに対して、県の対応の資料というものを評価書につけ加えていただき、それに加えて後に述べます4つの項目に対して、内容を充実していただいた形で評価書を作成していただくという形をお願いしております。

頭のところの一番最初でございますが、特に宮城県沖地震の話が非常に言われている昨今、耐震性に問題のある校舎で、今、三女高の生徒さんたち、先生がたは過ごしておられます。特に新校舎が供用開始されるまで、その安全対策について万全を期していただきたいということを、これは大規模事業というよりは全体のことでして付言させていただいております。

追加的な項目といたしましては、特に1番目は、県立高校の改築事業でございますが、第三女子高等学校だけで出てまいりましたが、担当原局のお話を聞きますと、これからたくさん的高校で改築する必要があると聞いております。ですから、1校1校出てくれば、小さな大規模事業が出てくるという形なんです、これを全体的に見ながら、全部の高校の改築事業として評価していただきたいということを書いております。

2番目は、この立地が長町利府活断層の極めてそばでございますので、特に、その点については十分な御配慮をいただきたいということでございます。

3番目に関しましては、環境負荷に関するライフサイクルアセスメント(構造物について、建設、運用、解体、廃棄にいたるすべての過程で生じる環境負荷を分析して評価すること)というものを、もう少し詳しくやっていただければということでございます。

4番目は、これは先ほど知事にも申し上げたことに関連いたしますが、国の補助事業が変わるとか、学校制度が変わるとか、あるいは県債の利率が変わるとか、県債もこの事業期間中に借り換えする必要がございますけれども、いろんな形の事業

リスクがあるわけですが、それについては県の評価書におきましては明確な意識をしていただいているらいがございます。それに関して、そういうリスクを、もう一度、改めて的確に把握していただき、その対応策について、事前マネジメントでございますが、それについて十分検討いただきたいということを最後に付言しております。

それに加えて、直接の提言ではございませんが、附帯意見として2つ付け加えております。

特に、高校の、三女高の在り方につきまして、いろんな県民意見が出てきておりますので、それを踏まえながら、校舎等の機能を十分に活用するように、県民を含めてのワークショップなどで、整備する資産を、より有効に活用していただきたいということが1点でございます。

もう一つは、これは一番最初に申し上げたことですが、複数の高校を建て替える必要があれば、それをいろんな意味でバンドリングする等を考えながら、特に、PFIということも一つの可能性として検討しながら、財政支出の削減を行いながら、実現すべき施設の整備を早急に行っていただきたいということを付言しております。以上でございます。

大村委員長 はい、ありがとうございました。
続きまして、公共事業評価部会について、森杉部会長から御報告をお願いします。

森杉公共事業評価部会長 資料3を御覧ください。

公共事業評価部会のただいまの任務は再評価です。再評価の対象になります事業は、たしか、事業が実施されていなくて5年経っているもの、事業は実施されているけれども、10年経っても完成していないものだったと思いますが、こういうものが再評価の対象になります。審議の結果は「継続するのか」、それとも「中止するのか」ということであります。

その対象になりました事業が、お手元の資料3の1ページ目の「審議結果」というところにありますように、迫川の河川改修事業の①番から、2ページ目の③⑧のJR仙石線の次に、③⑨加瀬沼公園というのがありますが、この39の事業が審議の対象でありました。

結果といたしまして、1ページ目の、迫川の河川改修工事以降の河川関係、並びに次の①⑦番以降の高潮対策、②⑩番から②②番のダム、傾斜地崩壊の②③番から②⑥番、道路関係が②⑦番から③⑦番、③⑧番は連続立交です。③⑨番が公園です。以上ですが、そのうちで、1ページ目の①番から③⑧番につきましては、「事業継続」という県の評価を「妥当」と認定いたしました。

また、2ページ目の中段にあります(2)番、「事業継続」という県の原案がありましたが、これに対して、「意見を付して妥当」とした事業は、③⑨番の加瀬沼公園整備事業です。

これは、ことしの段階で事業内容を見直して、事業費の削減を含んだ形での全面的な事業変更の計画案が示されまして、過去の事業の計画とは違うものがここで行われているわけですが、その事業変更案が示されましたので、この計画案に基づいて、所要の手続をとった上で、今後の事業の展開を図ることとして、新しく変更された事業案に基づいて、今後継続していただきたいという意見を出したところがあります。以上が審査結果であります。

それから、2ページ目の一番下のところにありますが、当部会では、今後、事後評価の試行を行う予定であります。

それから、3ページ目は審議の経過でありまして、ことしの特色は、39件と大変多いんです。なぜ多いかといいますと、たしか5年前に再評価がスタートしまして、第1回目に対象になったものが5年たびに回ってくるという形になります。そういうことになりましたので、分科会を作りまして、分科会で概略審議をして問題がないものは、一応、その段階で概略的な審議で終わらして、問題がありそうなものをピックアップして詳細審議をしたという形式をとりました。

4ページ目にまいります。特に、個別の事業について部会で出た意見をご紹介申し上げます。

「1 審議対象事業の実施に関する意見」として、⑩番、③①番についての意見がありますが、ごらんいただきたいのは⑪番です。大川の河川改修事業です。これは新聞等でも御存じだと思いますが、大きな話題になっていると思いますが、特に治水計画についての見直しを早急に進めて、新たな計画を策定した上で、事業の進捗を図るように努力してくださいと、全面的な計画見直しをお願いしている状況です。最近も見直しが進んでいると聞いております。

次に、下から二つ目、③②番の出島(いづしま)バイパスですが、これは離島でありまして、車の台数が300台しかないところでありまして、費用便益方式で行いますと、どうしてもB/C(ビー・パイ・シー; 費用便益比)は1いきません。ベネフィット(便益)は、車の台数が300台しかありませんから、いかないわけです。しかし、間違いなく道路としては必要であるということですので、特別に、どうしても、公平性の最小限の整備ミニマムの確保という観点から必要であるという認識をしましたので、必要であります。今後の事業の実施に際しては、一層の経費節減に努めていただきたいとお願いした次第です。

5ページ目にまいりまして、「2 今後の事業及び公共事業再評価の実施に関する意見」といたしまして、(1)番の河川事業についてですが、河川事業の期間は大変長くなりまして、30年とかいう形になっておりますので、毎回、5年ごとに見直ししなければならないことになるわけです。それは大変ですので、もう少し事業期間を適当にとっていただけないかという要望をしているところです。

それから、(3)番の道路事業ですが、先ほど申し上げましたとおりです。需要予測の全面的な検討をお願いしたいとお願いしているところです。以上です。

大村委員長 ありがとうございました。

三つの部長さんから御説明をいただきましたが、今の御説明につきまして、何か御質問、御意見がございますでしょうか。

濃沼委員 大規模事業評価のところで少しお聞きしたい。第三女子高校の改築ですが、資産の有効利用ということをお話しになりましたが、特に、県民が利用できるような、例えば生涯学習とか、施設、図書、グラウンドを利用するとか、そういう視点は考えられているのかどうか。

それから、生徒数が減少したときに、高齢者の施設とか、ほかの施設に転用するようなハード面の仕組みは考えなくてもいいのかどうか。

広く県民の利用の可能性と、将来のことも考えた費用対効果を検討していただいているのかどうかをお聞きしたい。

大村委員長 いかがですか。

宮本大規模事業評価部会長 その点において評価書が十分ではないということで、附帯意見で、評価書につけ加えていただくようお願いしているわけでございます。

詳細につきまして大規模事業評価で検討するというのは、範囲を超えていると私は認識しております。

鈴木委員 第三女子高のことについて、大変プリミティブ(素朴な)な質問で申しわけないんですが、2つばかりお願いします。

これは宮城県第三女子高等学校ということで、そして、学校教育法の2条とかによって、県立高校は県が設置することになっているわけですが、これは正規の名称は「宮城県立」宮城県第三女子高校なんですか。

仙台市が政令指定都市になっていて、一高、二高、三高、それから一女、二女、三女は仙台市の中にあります。そうしますと、仙台市の人間から見ますと、政令指定都市になっている仙台市で高等学校が県立のままである、先ほど知事がいらっしやいましたが、浅野(知事)様と藤井(仙台市長)様が二人いらっしやるのは、仙台市の市民から見ると一人でいいんじゃないかとか、現在の非常な財政難から考えますと、重層化しているということも考えられるけれども、仙台市には移管しないで、仙台市にある県立高校はそのままずっと県が県立のまま持つていくのか。

それから、この資料には県立高校の理念ということも書いてありますけれども、仙台市の中にある県立高校と郡部にある県立高校というのは、自然環境やいろいろなことが異なってきますね。そういう場合に、性格づけなどもきちっとお考えになっていらして、今、濃沼先生が将来、別途の方向、生涯学習にも使うかという御質問をなさったわけですけれども、政令指定都市である仙台市にそのまま県立高校でいくのか、あるいは市に移管しても構わないんじゃないか、そういう意見だって今後は出てくると思うんです。将来的に何を見越してこういう計画をなさっていらっしやるのかわかりませんが、そういうことをお考えいただいたのかどうか。

それから、「宮城県」第三女子高となっていて、「宮城県立」第三女子高となっていないのはなぜでしょうか。

宮本大規模事業評価部会長 よろしいでしょうか。私のほうからお答えすべき内容とは存じておりませんが、そういうことは検討しておりませんが、そういう意味では、ただし、宮城県としての県立高校における計画については、総合的には御説明いただき、建て替え計画とかについては承知しております。

ただし、私のほうから答える立場ではございませんが、宮城県の場合は、どういうわけか、県立という言葉は使われないと聞いております。ですから、正式名称は「宮城県」第一、第二、第三高等学校と聞いております。

それから、一般論として、政令指定都市の中に県立・府立高校があるというのは、極めて一般的ではないかと私は承知しております。以上でございます。

鈴木委員 それは、たしかに一般的には、そうなっているようなんですけれども、そのままずっといくのかですね。そういうことを考えないでいいのか。

こういう行政評価などをやっておりまして、皆さんが一生懸命、事業について予

算を立て、そして執行し、管理をしている。その御努力はよくわかるんですけども、県と市というのがダブっている部分について、そこをきちっと整理すれば、細かなところで費用対効果、そして、それは何千円、何百円までのことで考えているわけですけども、その前提には聖域のように全然手が触られないというのではなくて、県と市というのは、ある部分一体化し、ある部分は個別にやるということなども考えていかなければいけないのではないかと。そういうことであれば、何も一事業について細かく、しかも10万とか何万とかというような単位を、費用対効果でどうなるかとか……。それより前提のところをきちっとやれば、財政面なども解決できるし、そして市民にとってわかりやすい。素人だからこんなことを申し上げるので、県議会とか市議会などが仙台市の中で二つあって、それがどういう動きをしている、それが本当に必要なのか。仙台市のほうから見ますと、そういうことだって出てくるだろうと思うんです。だから、前提は動かしがたいというものではなくて、前提も動かせるものだという視野で考えていく必要があるんじゃないかと思いましたので、大変プリミティブな発言をして申しわけありません。

宮本大規模事業評価部会長 一点だけ、今の御意見に対してお答えすべきものは、ここでは、千円だとか10万円だとか、そんな細かな単位での議論はしておりません。もっと大きな単位で大規模事業評価をさせていただいております。積み上げのときに細かいところは元々あるかもわかりませんが、ここでは千円、二千円だとかというようなレベルで評価をしたということではございませんで、全体の事業として大規模事業評価部会はしております。それだけは私のほうからお答えさせていただきまして、それ以外のことは地方自治体、自治の在り方に関しますので、私の権限といえますか、先んずるところではないと判断いたします。

大村委員長 ありがとうございます。

三浦企画部長 すみません、教育委員会から担当課がまいっておりますので、鈴木先生から御質問があったなかで、いくつかこの場でお答えできることがあるかもしれませんので。

大村委員長 はい、どうぞ。

横山教育委員会総務課課長補佐 教育委員会総務課の横山です。政令指定都市のお話しをさきほど委員のほうからお話しになりましたけれども、たしかに仙台市内に県立の高校がたくさんございます。また、仙台市も市立高校をもっておりますけれど、それは市は市としての独自の考え方に基づく市立高校を作っているということで、現在のところ、私が承知している限りでは、当面、それをすぐ仙台市に移管するとか、そういう予定はないと承知しております。

それから、名前ですけども、宮城県の場合は「宮城県」第三女子高校というような表現を使っております。以上です。

鈴木委員 仙台一高の名称はどういうふうになっていますか。

横山課長補佐 「宮城県」仙台第一高校と申しております。

濃沼委員 私は、県から提出された資料の中にないということだけでは足りないように思います。資料でかけている視点があれば、そのことについても十分検討していただくことが、大規模評価には重要です。

大村委員長 いまも宮本部長の発言を私が聞いた感じでは、そういうことが県からの計画書の中に入っていなかったので、そういうこともしっかり検討するようにということも付加して出したと。

濃沼委員 それは、審議の過程でお願いをして、結果的に資料は提出されなかったのですか。

大村委員長 いかがでしょうか。

宮本大規模事業評価部長 細かなところまでは議論はしておりませんが、それについて御検討いただくことは部会の中でお願いしております。

ここでの結論は、この事業を進めていただくかどうかと、評価書が十分であるかどうかということが、基本的に我々の判断すべき立場でございます。細かなところまで入れれば、いろんなところを全部やる必要が出てまいりますし、それこそ、利府断層の上にあるわけですから、設計のディテール(詳細)まで検討するというような形にもなりかねないところでございます。ここでは、事業の全体として、進めていただくかどうかという全体のところの判断をさせていただきまして、細かな設計に関しては、ちゃんとこれから続けていただきたいという意味決定といえますか、判断のスケールの段階を追ってやっているつもりでございます。ですから、委員御指摘のことも決して小さな項目とは思いませんけれども、それに関しましては、これから十分に御検討いただく余地はあるかと思えます。それが今、十分にできていないから、この事業の進行をどうのこうのという立場にあるとは私は判断しておりませんでした。

大村委員長 よろしいですか。

多分、評価のお願いのされ方にいろいろ幅があって、先ほどの鈴木委員のお話は、もっと根本的なところで、ここは評価をすることが大切なのではないかという感じでお話をなさっている。しかし、もしかすると、これはペーパーを見ただけの僕の感想だから極論ですが、危ないという建物を改修するという話について県のほうはもしかすると評価を依頼しているかもしれないというか、何か、委員会の検討と県からの評価を依頼している姿勢というか、その差がいろいろ起こり得るかなという気が、お二人の御意見からしたわけです。我々は一体どのレベルでどう答えるべきなのか。男女共学について、いろいろ意見がほかからも来たということについて、この評価委員会はどうするのかということは、それは県の既定の方針だということでも受けとめた。けれども、もしかすると、そこにも何か大きなものがあるかもしれないし、それから、先ほど先生がおっしゃったように、「宮城県第三」とか言っているのは、女学校のたぐいが少ないときの形でしょうね。女学校はどこにあったのかわかりませんが、角田とか古川とか、何か所かはおありでしたでしょうけれども、そういう中で、仙台の中の高等学校はナンバーを冠してつくられてきた。そういうそもそもその在り方からここで議論をするのかどうかというあたりで、本当はしたほ

うが いい の ではないか という の が、きょう の 鈴木 委員 の 御 発言 で あります し...、そう ではない ですか。

鈴木 委員 県立 高校 の 性格 など を ここ に お 書き に な っ て ら っ し ゃ い ま し た の で、仙 台 市 内 に 存在 する 県立 高校 の 性格 と 郡 部 に 存在 する 県立 高校 の 性格 は 異 な っ て く る の か、あ る い は 同 じ よ う に 考 え て い ら っ し ゃ る の か、そ う い う こ と を ど う 捉 え ら れ て 第 三 女 子 高 に つ い て こ う い う 評 価 を な さ っ た か を お 聞 き し た か っ た だ け で す。

宮本大規模 事業 評価 部 会 長 本 県 で は、こ れ か ら の 県立 高校 の、当 然、ほ か の 高校 も 踏 ま え て 立 て て お ら れ る 県立 高校 の 再 編 計 画 の 中 で、特 に 位 置 的 な 関 係 も 踏 ま え て、ど う い う 役 割 を す る の か、そ の 結 果 と し て 第 三 女 子 高 等 学 校 の と こ ろ に 新 し く 建 て て、こ こ は 共 学 化 に な り ま す け れ ど も、そ う い う 形 で 十 分 な 生 徒 数 に 対 し て 教 育 を す る 必 要 が あ る と い う こ と ま で は 確 認 さ せ て い た だ い て お り ま す。

その 確 認 の も と に、建 物 を ど う 作 る の か と い う 形 に な っ て ま い り ま す。で す か ら、そ の と こ ろ、基 本 的 な 必 要 性 ま で は 確 認 は さ せ て い た だ い て お り ま す。た だ、我 々 と し て は、そ の 中 身 ま で も う 一 度 さ か の ぼ っ て、男 女 共 学 化 と か、そ う い う と こ ろ ま で 我 々 が 評 価 す る と い う こ と に な れ ば、す べ て の 評 価 が 全 部 ゼ ロ か ら 始 ま る こ と に な り ま し て、評 価 の 効 率 性 と い い ま す か、評 価 の コ ス ト と い う こ と を 考 え れ ば、必 ず し も 実 際 的 な 問 題 で は な い と 考 え て お り ま す。で す か ら、我 々 が 大 規 模 事 業 評 価 で 議 論 を す る と き に、ま ず、何 を 前 提 に、ど う い う 議 論 を す る の か と い う こ と を 第 1 回 目 で 明 ら か に さ せ て い た だ き ま し て、そ の 中 で、事 業 と し て や る べ き か ど う か と い う こ と を 確 認 さ せ て い た だ い た と い う こ と で ご ざ い ま す。

浅野 委員 鈴木 先生 の 御 不 満 も も っ と も だ と 思 う ん で す け れ ど も、た だ、政 策 の 立 案 か ら 関 与 す る と い う こ と で あ れ ば、そ う い う こ と も 当 然 考 え て い か な け れ ば な ら ない ん だ と 思 う ん で す。た だ、こ の 委 員 会 は 諮 問 委 員 会 で、知 事 か ら 諮 問 が あ っ た 事 項 に つ い て 審 議 す る、や は り そ こ に 限 界 が あ る と 思 う ん で す。も ち ろ ん 私 も 大 規 模 部 会 で す け れ ど も、今 回 の 諮 問 事 項 は、宮 城 県 第 三 女 子 高 校 を 改 築 す る こ と に つ い て ど う な の か と い う こ と が 前 提 に な り ま す の で、だ か ら、そ こ を 大 前 提 と し て、こ れ は 学 校 が 不 要 だ と か 必 要 だ と か、そ う い う と こ ろ も 含 め て 検 討 す る の で あ れ ば、そ う い う こ と も 考 え な け れ ば な ら ない と 思 う ん で す け れ ど も。た だ、委 員 の 中 に は、も ち ろ ん、そ う い う こ と も 頭 に は あ っ て 審 議 は し て い る ん で す け れ ど も、や は り 第 三 女 子 高 そ の も の の 改 築 事 業 に つ い て の 審 議 と い う こ と で、そ こ に 委 員 会 と し て の 審 議 す る 範 囲 が 制 限 さ れ て し ま う の で、そ の 範 囲 で や ら ざ る を 得 ない。こ れ は 諮 問 委 員 会 と し て の 性 質 か ら 来 る 制 約 で し ょ う が ない の か な と 感 じ ま す。

宮本大規模 事業 評価 部 会 長 今 の は 私 と ち ょ っ と ニ ュ ア ン ス が 違 う か な と 思 う ん で す が、申 し わ け ご ざ い ま せ ん。基 本 的 に は、こ の 学 校 が 要 る か ど う か と い う の は、生 徒 数 の 需 要 予 測 だ と か、需 要 予 測 と い う 表 現 が い い か ど う か わ か り ま せ ん が、必 要 性 も 踏 ま え て、こ の 学 校 が 要 る ん だ と い う こ と は 確 認 さ せ て い た だ い て お り ま す。で す か ら、建 て 替 え る の が 前 提 と い う よ り は、学 校 が 要 る、だ か ら 建 て 替 え な け れ ば だ め だ と い う こ と で す の で、そ の 前 提 と な る と こ ろ ま で は 確 認 さ せ て い た だ い て お り ま す。た だ、そ れ を 県立 高校 に す る の か 市立 高校 に す る の か、そ う い う レ ベ ル で は 議 論 さ れ て い ない。あ る い は、で き た 学 校 に 対 し て は、い ろ ん な 形 で 活 用 し て い た だ き た い と い う こ と

は付言をさせていただいていますけれども、それは、今、計画を立てていないからだめとか、あるいは、それを今すぐ出せという議論ではないと判断したということでございます。

ですから、両委員が御指摘の点は、もちろん、もっともだと思いますけれども、それにつきましては、一つは確認されている、もう一つは今後積極的に検討していただけるものと我々は考えて、こういう結論を出しております。以上でございます。

大村委員長 はい、ありがとうございました。

大変基本的な問題が出てきていると思いますが、そのほかのテーマでございますでしょうか。はい、どうぞ。

宗前委員 少し技術的なお話でお伺いしたいところがあるんですけども、この手の大規模事業評価で移転を伴う場合に、県有地間で移転をする場合には追加費用負担がないと思うんです。また、事実、この事業については追加費用負担がありませんと書いてあるんですが、近年のライフサイクルコストの考え方ですと、機会費用を考えれば、例えば1等地にある学校が、言い方は悪いですけども、3等地にある県有地に移れば、当然コスト的には安くなりますよね。実際に費用は発生しませんけれども、費用というか、収益が発生するわけではありませんが、本来は、そういう要素があってもいいかなと。入れるべきだったと言っているのではなくて、今後は、一つの課題として、そういう方向性はあり得るのかなということをちょっとお聞きしたいんですけども。

宮本大規模事業評価部会長 当然、機会費用についても考えておりますが、この立地において、機会費用の損失ということは現実的にはあり得ないと思われれます。場所を確認していただければ明確だと思います。

宗前委員 このケースというよりは、一般論です。（「もっと一般論ですね」の声あり）

宮本大規模事業評価部会長 当然、例えば、県庁周辺の土地なんかの場合だったら、そういうことも含めて議論すべきだという委員の御指摘は、これから十分考慮していくべきだと思います。ありがとうございます。

大村委員長 しかし、これもなかなか難しく、高等学校などというのは、ある種の伝統みたいなものがあって、卒業生なんかはその地のことを校歌などに歌い込んだりしていると、なかなか離れにくいような提案も中に入ってまいりますよね。だから、お金だけでは議論がなかなかしにくくて、大変難しい評価をすることになるような気もいたします。だから、そういうものがないものについては、今言ったような機会費用のことについての検討が含まれるということなんでしょうか。

どうぞ、森杉委員。

森杉公共事業評価部会長 公共事業評価で費用便益分析を行うときに、これも必ず機会費用の概念です。初めからそういう前提です。ですから、例えば区画整理の減歩によって土地の提供がなされて公園になるというときに、その用地費はどうなりますかという、タダなんです、そうではなくて、コストとして、もしもその用地が民間で使われ

ていたならば、どれだけの収益を上げているかという地価で用地費を換算します。したがって、機会費用という概念は、費用便益分析については最初から実行されています。ただし、財務分析をやるときは、これは、もちろん、ないものと考えているようになっています。

大村委員長 よろしゅうございますか。ほかにいかがでございましょうか。

宮本大規模事業評価部会長 公共事業評価部会の森杉先生にちょっとお聞きしたいんですが、ここで評価をされて継続だとか判断をされていますが、遅れた理由をお聞きになって、その事業を推進するという形のことは、この部会の中では行っておられるのでしょうか。

森杉公共事業評価部会長 はい、行っています。典型的なものが、急いでくださいということを行っていませんのは、例えば、4ページ目の⑳番、㉑番、㉒番の地すべり事業については、「早期の事業完了を期待したい」という形でも言っています。遅れているのは、いろんなことがあります。事情としては、お金があまりないことが一つ大きな原因です。特に用地補償のところでもめているという場合があります。ある程度理由がクリアですよ。是非、ほかのところよりも、ある程度優先的にお願いしたいと、この場合は取り上げています。必ずしも、すべてそのように取り上げるわけではありませんが、そんな形にしております。

大村委員長 よろしいですか。(「はい」の声あり)

ほかにございませんですか。よろしゅうございますか。それでは、貴重な御意見をいろいろありがとうございました。

今の御議論をどうまとめるかではありますが、一つは、濃沼委員からいただいたのは、施設が長期的に県民利用される状況とか、あるいは、将来、生徒数が減った場合の活用方法だとか、そうしたことを評価の際に検討したかどうかということ。

鈴木委員からは、仙台市内にある県立高校の、これも将来的な見方の中で、市に移管するとかといったことを考える必要があるのではないかと御指摘。

それから、宗前委員からの土地の価格というのは評価に入れたのかという御質問。

それから、宮本委員から、遅れた理由を明らかにしているかどうか、公共事業評価ですね、ということが出ているわけではありますが、この評価委員会でどの範囲を評価の対象にするのか、その明確化がとても重要なテーマになってくる。

そういうような意味で、もう一つ、本当は上の段階でどうすべきかという別な議論というのがあって、そうしたことに絡むと評価がいろいろ変わってくることもありそうかなと私は判断をいたしました。今の各委員からのお話を整理して、そんなこととしてまとめていてよろしゅうございましょうか。

まだ、いろいろな御意見があったと思いますが、それではよろしくお願ひいたします。

はい、どうぞ。

宮本大規模事業評価部会長 大規模事業評価もそうなんですけれども、多分、公共事業評価部会も同じ御姿勢かと思いますが、事業をやるかやらないかというのは、それは大きな決断ではあるんですけれども、それだけが目的とは私は認識しておりません。先ほど委員も御指摘のとおりいろいろな視点がございまして、それについてちゃんと考えてくださいと、

その中でもっとよく事業をしてくださいというメッセージを投げかけることは、我々の大規模事業評価においても非常に重要な視点だと考えております。ですから、評価部会におきましては、原局にはかなりきついことを言わせていただきながら、こういう項目をちゃんと入れてくださいと。ここに書いておりますのは単に薄いメモでございますけれども、この裏にはすごく長い議事録もございまして、その議事録の内容については、すべて原局のほうで御判断いただけると理解しております。以上でございます。

大村委員長 はい、ありがとうございました。

3部会の部会長からの御報告につきましては、そのほかに質問、御意見はございませんか。よろしいですか。

宗前委員 宮本先生、この手の改築事業については大規模事業評価から外してくれないかという要望が、以前、原局から上がってきていたような気がするんですけども、その後、どうなっているんでしょうか。私は外さないほうが良いと思っているから申し上げているんですが、その辺はどうですか。

宮本大規模事業評価部会長 必ずしも一律の基準でやることはないと思うんですが、逆に、一律の基準がなければ恣意的になってしまうという判断もあるかと思えます。特に、これは80億円というライフサイクルコストがかかっているわけですので、その点においては、1回何らかの形で点検することは、かなり大きなところじゃないかなと思えます。

逆に、去年も指摘がございましたけれども、評価の費用がかかりますので、いたずらに時間を延ばしたりとか、評価に作業を要したりとか、そういうことは望ましくはないと思えますけれども、今の県の財政下だけではございませんが、基本的には、ある程度の規模の事業については、こういう視点から見ていく。逆に、こういう視点で見ていくことが別の事業にも波及することによって、ほかのところの効率化も図られていくのではないかと。そういう意味でいけば、これは、ある意味ではサンプルかもわかりませんが、ここで、県の原局あるいは担当部局のかたに、いろんな意味で経験を積んでいただきながら学習していただくということも、非常に重要な機会ではないかと考えております。

宗前委員 実は、私、この行政評価委員会が始まる前の大規模事業評価委員会に入っていたことがありまして、そこで改築事業が出たときに、現場サイドとしてはルーチン(決まり切った仕事)の事業として認識しているわけで、どうして改築にストップをかけるんだ、危ないのにと趣旨の反応が返ってくるわけです。ところが、一方で、例えば、きょうはおいでになっていませんけれども、水原委員などから言わせれば、あえて立派なものをつくって、それをもっと拡大して使っていくという発想があってもよいだろうという目線もあるわけで、それは個別のケースにおいてどう対応するのかはわかりませんが、例えば、地域開放を図っていくんだと言いながら、その計画の内容がお粗末であって、実はやろうとしていないなということがあったりすることがあると思うんです。その意味で、大規模事業評価部会が.....、ちなみに、私はこの報告は大変立派な報告だと思って拝読して、非常に感心しながら読んでいたんですけども、現場のほうではルーチンだと思っているものが、必ずしもルーチンではないということ指摘するという意味で、部会長が御指摘になった視線の

提供というのは大変大事なことだと思っています。

また、一方で、大規模事業評価は箱に対する評価でして、根底まで下がっていくと、無限に仕事が増えていくことになってしまいますから、どうしても箱の評価をしながらも、存立基盤を問うこともないではないくらいになるのかなという印象を持っています。

大村委員長 はい、ありがとうございました。

それでは、時間もかなり押しておりますので、次の「(2) その他」でございます。事務局から、政策評価、大規模事業評価、公共事業評価、それぞれの評価の結果につきまして報告をお願いいたします。

志伯行政 評価室長 それでは、事務局のほうから、答申をいただいて県がした評価について、本当に概略で説明をさせていただきたいと思います。

まず、参考資料1ということで一つの冊子をおあげしております。この内容を一つご説明すると長くなるんですが、例えば、6ページを御覧いただきたいんですが、6ページからご説明させていただくと、これはそれぞれ部会長から説明があったのと重複すると思いますが、ちょっと経緯とか等についてご説明をさせていただきたいと思います。

まず3番に、県が行った行政評価。これは県がまず自己評価をいたします。27政策、89施策、292事業のうち、対象が、行政評価委員会が14政策、47施策をやりまして、これについては、答申が7ページの4番にございますが、いわゆる行政評価委員会からの意見が出されております。この出された内容については、御覧のとおりでございますが、特に、9ページに箱の中にくくっているものがございます。

答申で審議結果に付されたコメントということで、政策評価に対するコメントといたしましては60項目、特に指標に関しては41項目ございました。それから、施策評価に対するコメントについては81ほどございまして、合計141項目ほど意見が出されております。

意見とその対応をどういう形でまとめたかと申しますと、18ページの次、ページは入っておりませんが、委員会からの意見及び県の対応方針という形で20ページから119ページまでございますが、こういう形で、左半分が評価原案、右が行政評価委員会の意見とありますが、例えば、結果としては「おおむね妥当。しかし……」という形でコメントがあり、そして、このコメント、委員会の意見に対して県が対応方針を記載し、これを公表しているということでございます。

そこで、10ページに戻っていただきまして、その結果、県の評価といたしましては、部会からの評価として、「要修正」ということがございませんでしたので、県が行った結果については、そのまま評価原案どおりになったということでございます。それをまとめたのが11ページ、12ページ、14ページまででございます。その細かいものが20ページ以下となっております。

簡単ですが、これについては、以上ご説明させていただきました。

次に、参考資料2でございます。これは大規模事業評価の結果についてでございます。

評価の結果につきましては、6番にございますが、評価の結果といたしまして、県といたしましては、部会の3回の審議でいただいた内容とか、答申の内容、それ

から県民意見等というものを踏まえて、最終的には事業を実施することにいたしました。

「なお書き」でございますが、部会からの答申内容について、検討結果は次のとおりという形で、先ほど議論いただきましたけれども、部会からの意見に対して、以上のようなことで対応方針を記載しております。

例えば、(2)番でございますが、諮問した段階では、改築という部分について着目して評価原案をつくっていましたが、部会から、それではいけないのではないかと、県立高校の改築事業を行う際には、県立高校の全体構想を踏まえて、例えば、高校生生徒の将来予測とか、県立高校の将来構想とか、そういうものを見た上で、単に第三女子高等学校の在り方を検討するというだけではいけないのではないかと意見が出されました。

これにつきまして、県の対応としては、ここに書いてありますとおり、県立高校の将来構想があって、それに基づいて第三女子高等学校をやっているということをお返答しております。

そこで、事務局として、きょう大変失礼したんですが、実は、部会からの要求というか指摘がございまして、出された資料がかなりの数になっています。実は、カラーコピーとかの図面等が入っておりますので、先生がたには割愛させていただいたんですが、紹介させていただきますと、14項目の資料の要求がございまして、例えば、今の関連ですと、宮城県の人口動向と第三女子高等学校の学級数の関係、それから将来推計人口、例えば、平成17年から42年ということでの推計人口。それから、ここは仙台南に位置するので、中部・南地区の中学校卒業生の推移、それから宮城県における高校の在り方の全体構想と第三女子高等学校の在り方について、県立高校の将来構想とか、そういうもの等の要求があって、この評価書には添付資料として実は付いております。この行を割愛したために、そういう誤解があったのかもしれない。

以上、大規模事業評価については、そういう具合で、この評価書は15ページまででございますが、全体としては、資料だけで51ページにのぼるものでございます。ただ、これについて、インターネットなどでは公表できるようになっています。

それから、参考資料3についてご説明させていただきます。参考資料3は再評価の結果でございます。

これについては、あまりご説明することはございませんが、3ページに書いてございますように、また部会長からお話があったように、(39)番の加瀬沼公園の整備事業については、各委員から、あまり金をかけずに自然のままということが非常によく出ました。そこで県といたしましては、事業費を削減した変更事業計画案をつくり、そして、これの手続を行って自然環境を保全した良好な公園を整備しますということで、事業を継続することとしたものでございます。

それから、4ページ、5ページについて、ちょっと、触れさせていただきますと、部会長から報告がございました(1)番の(11)でございますが、大川河川事業については、新月ダムの関係で、改修計画、治水計画を早くつくって、やりなさいということがございましたが、これについては、地域住民との話し合いを進めながら、これを策定します。

それから、(36)番の出島バイパス、一般県道出島線の出島バイパスでございますが、これについては、200世帯600人ぐらいの女川町にある島でございます。これについて、幅10メートルという道路は要らないのではないかとということもご

ございましたけれども、県といたしましては、道路構造令もあるので、それに則って、しかし経費節減に努めて、自然環境にも調和するようやっていきますということにしております。

以上、簡単でございますが、評価結果についてご説明をさせていただきました。

大村委員長 はい、ありがとうございました。

今、事務局から御説明がありましたそれぞれの結果につきまして、質疑をお願いしたいと思います。何か御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

沼倉委員 事務局のほうで作っていただいているこの評価の結果はすごく立派で感心しておりますが、事務局の手間とすると、かなりの労力がかかっているという感じがございます。もしそういうのがあれば、これから皆さんで知恵を出していただいて、より簡潔で、ディスクローズ（公表）しやすい庁内の体制を整えていただきたいと思います、意見というよりも感想なんですけれども、思っております。

大村委員長 どうでしょうか。

志伯行政評価室長 かなり細かく作っております。しかし、やり方といたしまして、県のイントラネットでもって、ペーパーのやりとりとか、そういうものはございません。これをシステム化しております、評価室からは、委員会の意見がこうありましたという部分をイントラで流します。部局でそれにイントラで返すという形でやりとりをいたしまして、それで、これの体裁、これも一応システム化しております、この一、二年は非常にひどかったということがございますが、少しずつ手間がなくなっている。しかし、今、委員から御指摘があったように、できる限り簡易な、もっとわかりやすくする必要があろうかと思っております。

沼倉委員 ついでですけれども、事後にチェックされるという体制をとることが内部統制的にも非常に重要だと思いますので、後で、事後評価されるということを前提にした庁内の書類の流れというものができると、内部でのチェックというのは精度が上がると思っておりますので、是非、進めていただきたいと思いますと思っております。

大村委員長 はい、ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。特にございませんか。

宮本大規模事業評価部会長 今のことは直接関係ないんですけれども、先ほど、知事さんが「自治体は独占的な立場にある」とおっしゃいましたけれども、知事さんがいらっしゃるところでお話したほうがいいんですが、きょうは三浦企画部長がいらっしゃいますので。

先ほど申し上げましたPFIだとかPPP（プライベート・パブリック・パートナーシップ）というのは、公共事業といいますが、公共サービスの提供を競争市場に変えようというのが基本的な発想なんです。今までは、県の内部で、市の内部で、直轄ですべての事業を企画されて、部分的には民間に発注されているんだけど、事業自体は県が全部まとめて調達されていた。企画はやっぱり県がやるべきだと思いますけれども、その見方を変えて、場合によったら、設計だとか、建設だとか、運営、そして何よりもファイナンス（財源、資金）のところも含めて、民間に一括的に発注

することによって、ある意味では、県の内部部局と民間のSPC（特定目的会社）と称するようなグループが、競争相手になってくるわけですね。今までの従来型公共事業は独占的であり、いわゆるX非効率（経済理論から想定される最小限界費用と現実の限界費用の差に起因する無駄）といわれるような状態に陥っていたかも知れない。行政が競争関係になって、当然、外からのファイナンスを入れてやることによって、効率性も上がるかも知れませんが、逆に、内部的な意識改革にもつながってくる。その中では、もう少し競争的な環境になるというのが、行財政改革の視点からは重要ではないかと考えております。

ですから、それでいけば、公共サービスの市場をもっと民間に開放して競争的になっていただくというのが、本来、行政評価委員会などの一つの目的を達成するための手段としてはあり得るのかなと考えております。

三浦企画部長 宮本委員がおっしゃるとおりでありまして、今、国のほうでもそういった方向にどんどんどんどん加速化していると考えております。実は、PFIに関しましては、企画部がその窓口でございます。大変苦しんでおりますが、県の事業、なかなかいい玉が見つかりません。宮本部長からも御指摘がありましたように、県立高校だって考えられるわけですね。第三女子高等学校の改築に合わせようが合わせまいが、既設の高等学校群とて考えられるわけでありまして、そういった切り口からも、我々としては内部挑戦はどんどん続けていきたいと思っておりますし、知事も言いましたが、基本的には、県の事務事業というのは、法令などに基づきまして極めて独占的な要素が強い。しかしながら、民間が参入できるマーケットはたくさんあるわけでありまして、それは、我々も一生懸命考えていくべきだし、どんどんアウトソース（外部から調達）していきまして、コストを下げる努力、サービスを向上させる努力は、これからもどんどんしていくべきだと考えておりますので、我々もチャレンジしていきたいと考えております。ありがとうございます。

大村委員長 はい、ありがとうございます。
ほかにございますでしょうか。はい、どうぞ。

大滝委員 先ほど来の議論と関係するかもしれないんですけども、この仕事をやってみて、少なくとも、政策評価に関する限りは、本当に県の側とこちらの側が共通の情報を共有して、いろんなキャッチボールをするという段階までは至っていないのではないかと印象を持っています。それは、先ほど関田先生もおっしゃられたような形で、情報共有そのものの仕組みとか指標問題なども含めて、共通のフレームみたいなものがまだ十分できあがっていないという側面もあると思うんですけども、だから、そのためには、ある程度その努力をこれからも引き続いてやっていく必要があると思うんです。

もう一つは、私は特に産業とか雇用の面をやっているわけですけども、毎回毎回ということではなくてもいいと思うんですけども、その事業についてある程度責任のある立場のかたが、できるだけ分科会にも参加いただくということが必要だと思います。現場に近いところでお仕事をされているかたが、いろんなデータとか細かな事情については承知されているということがあるので、私たちへの対応の間ではそういうかたが出てきて対応されているということは、それはそれでこちらとしても事情は理解できるんですけども、ただ、そこだけでやっている、本当に

その事業全体としてどうお考えになられているとか、そういうことがなかなか出てこないんじゃないかなという気がします。ですから、もう少しはっきり言ってしまうと、もう少し立場の高い人にも来ていただいて、参加していただくようなチャンスをつくってほしいということです。それが一つです。

それで、少なくとも、私が今担当している産業とか雇用の面についていうと、こちら側が、これが悪いとか、これがだめだとかということだけではなくて、本来だったら、こんなオルターナティブ（代替案、選択肢）があるんじゃないかとか、こういう産業政策とか、こういう産業のいろんなやり方があるんじゃないかということをお互いに提案し合って、いいものをつくっていくという方向がもっとこういう議論の中で出てくるべきだと思うんです。むしろ、私たちもそういうことを望んでいるわけですし、できることでしたら、新しいオルターナティブとか、こういうやり方をすればもっといいんじゃないかという提案をお互いに出していき合いながら、いいものをつくっていくという方向が本当は望ましいのではないかと思う。

だから、そういう意味でいうと、仕組みとして、情報共有の仕組みをもっと作っていく、これは一朝一夕にはできないと思います。少し時間がかかると思うんです。ただ、それも努力していくということをやりながら、もう一方では、お互いに対応するときに、そういう形で、できるだけ効率的に、それから事業全体をつかんで、しかも、ある程度対案を出しながら、いろんなことができるような分科会にしていくことが非常に建設的ではないかと思う。是非、そういう形で県としての対応方法というか、私たちも努力しますが、県の皆さんがたにもそういう方向で考えていただくということが必要だと思いますし、それから、特に、我々が担当します産業のような場合には、時間も限られているし、やるべきことが山積しているわけですから、そういう方向の議論ができるだけ行われることが必要ではないかと思います。

大村委員長 はい、ありがとうございました。
ほかに御意見がございますでしょうか。はい、どうぞ。

長谷川委員 今のことに関連しますが、県の環境審議会では、公共水域の水質を測る場所や回数など、かなりきめ細かなことを審議して、それを行政にも生かしているわけです。ですから、そういう点でいうと、行政の中でも、外部評価を受けることに慣れている部署と、今のお話のように行政主導型の部署があり、後者では評価してもなかなか受け入れられないという不満も委員の中にはあると思います。

もう一つは、委員そのものも、今の話のように行政で何をやっているかも、ちょっと分からないということで、もう少しお互いに勉強していかないと、お互いの主張がかみ合っていないような気がします。そこら辺は、これは時間をかけるのか分かりませんが、もう少しお互いに努力していかなければならないと思います。

大村委員長 はい、ありがとうございました。
ほかにございませんでしょうか。はい、どうぞ。

宇田川委員 僕は教育のほうなんですけれども、これは今後の問題になると思うんですけれども、さっき三女高の問題云々ありました。その評価は、基本的には場所の問題、建物の問題を中心に評価されたと思うんですけれども、こちらのほうでは、要は「特

色ある学校づくり」みたいな政策があるわけですね。それと、箱プラスそこに連動した、どういう特色のある学校を今度はソフトの面で作りたいのかということをご提案していただければ、逆に、こちらとして評価できるという連動とか連携が今後は必要ではないかなと思います。以上です。

大村委員長 はい、ありがとうございました。

よろしゅうございますか。

それでは、今の事務局からの評価の結果についていただいた意見を少し整理したいと思いますが、最初の沼倉委員からはレポート作成に関したことでありまして、なるべく効率的に、分かりやすく、後からまたこれがうまくレファランス（参照）できる方向で御努力いただきたいというお話がありました。

それから、宮本委員からは、知事から県というのは独占的な事業体であるといったお話がありましたけれども、公共サービス市場の民間開放みたいなものが一つ大きなテーマになっているわけで、この評価ということとかなり関わっているということで、PFIとかPPPということを視野に入れた評価の姿勢が大切になるのではないかといった御指摘があったと思います。

それから、大滝委員からは、県と委員について情報共有がまだなかなかうまくいっていないという御指摘だったと思います。そういうことを努力していかなければいけないのではないかとということと、それをするためには、その事業に責任のある人に部会のときに参加していただくことが大切ではないか、そういう御指摘でございます。

それから、産業部会のような、産業面などでいうと、個別に一つ一つの事業を、良い悪いというだけではなくて、さらに、より積極的にこんな計画ではどうだという話がどうしても起きてくる。そうしたものを、可能なオルターナティブを検討するようなどころまでいかなければいけないのではないかとというような御指摘であったと思います。

それから、長谷川委員の御意見は、外部評価に慣れている部門とあまり慣れていない部局があるのではないかと御指摘で、慣れていない部局が、今言ったような、クリエイティブに評価委員の発言を受けとめていく姿勢がもっと作られていかなければいけないのではないかと。

こんなことで、いくつかの御指摘がございました。一つの結果に対して各委員からの発言があったということをご心にとめて、来年度の事業に反映させていただくことでお願いしたいと思います。

大村委員長 それでは最後に、事務局から来年度の行政評価委員会と各部会の開催予定について、参考資料4の御説明があります。

事務局 それでは、参考資料4でございますが、16年度の行政評価委員会の開催予定について、簡単にご説明させていただきます。

まず、行政評価委員会でございますが、暫定的に件数は2件としておきましたけれども、部会の審議の経過とか、行政活動の評価の結果などについての審議ということで、年度末に1回を予定しております。

次に、各部会でございますが、政策評価部会につきましては、件数は1件であります。ことしの場合は27政策ほどあったんですが、これを1件として、これの

政策・施策評価について、部会としておおむね3回、それから、5つの分科会がありますが、それぞれ3回程度ということを考えております。

次に、大規模事業評価部会につきましては、まだ、どういうものが出るかというのは未定でございますが、今回のように1件あたり3回もしくは4回を予定しております。

次に、公共事業評価部会については、28件ほどある予定でございます。部会として6回ぐらい、現地調査も含めて8回程度を予定しております。

事務局のほうからは以上でございます。

大村委員長　今の御説明に御質問ございますか。

なければ、16年度はこんな方向で開催をしていくということで、あとは事務局からの連絡ということになると思いますが、よろしゅうございますか。

それでは、以上をもちまして議事を終了いたしたいと思っております。

長い間、御協力ありがとうございました。

事務局　それでは以上をもちまして、平成15年度宮城県行政評価委員会を終了いたします。本日は誠にありがとうございました。